

再処理施設に関する設計及び工事の方法の変更の認可について (独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所)

平成20年6月4日
経済産業省
原子力安全・保安院

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第45条第2項の規定に基づき、独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設に関する設計及び工事の方法の変更を認可しましたので、お知らせします。

1. 施設の名称

独立行政法人日本原子力研究開発機構
東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所再処理施設

2. 申請日

平成19年12月26日
平成20年3月25日(一部補正)

3. 認可日

平成20年6月3日

4. 認可概要

低放射性廃棄物処理技術開発施設低放射性廃棄物処理技術開発棟におけるサンプリング用ガイド配管の設置及び貯槽間のオフガス回り込みを防止するための配管の接続先の変更等

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 核燃料サイクル規制課長 石井

担当：宮脇

電話：03-3501-1511(内線 4891~4895)

03-3501-3512(直通)